## STマーク使用許諾契約違反案件に関する処分について

処分に係る企業 (ST マーク使用許諾契約者)	処分に係る事案	処分内容
(㈱ロゴスコーポレーション 本社:大阪府大阪市住之江区 平林南2丁目11番1号	ST 検査の判定が出る前に ST マークを付して商品を出荷。検査の結果、ST基準に適合していなかった。 商品については、自社ホームページにより、消費者からの回収を 行った。	(ST申請停止 1 ヶ月に相当す